

## 第2回

# 東京都水道事業運営戦略検討会議 長期財政収支の見通し検討部会資料

令和元年10月21日

東京都水道局

## 第2回

東京都水道事業運営戦略検討会議

長期財政収支の見通し検討部会

### 議 題

- 1 第1回検討部会のまとめ
- 2 短期・中期の目標設定に活用する経営指標
- 3 長期財政収支の見通し

## 1 第1回検討部会のまとめ

今月1日に開催された第1回検討部会における御議論の要旨等は、次のとおりである。

### (1) 議題1 長期財政収支の見直しを作成する目的

- 短期・中期の状況変化への的確な対応という観点から、長期の事業運営方針の下、時々の状況に基づき5か年程度の中期経営計画をローリングしていくことは重要である。局ではこれまでも、経営プランを継続的に策定し事業運営を進めてきているが、今後もそれを続けていくべきである。
- 水道料金は、将来の更新需要も踏まえて設定すべきであり、更新費用が確保できていないにも関わらず、目先の収支だけを見て値下げをするようなことがあってはならない、というのが、改正水道法の趣旨である。都の場合、そういった悪い状況にはないと思うので、料金水準をできる限り維持するとの考え方はよいが、不測の事態が生じる可能性もあり、適切な対応が必要である。
- 公営企業会計においては、企業債の増加分は料金の原価に含めて回収することが可能であり、企業債の発行限度はないと考えられる。一方で、料金水準をできる限り維持したいということであれば、企業債の発行を適切な規模で行うことに加え、支出を抑制し平準化するための取組が求められる。この点は、一般会計の考え方に類似していると考えられる。

### (2) 議題2 目標設定に活用する経営指標

- 企業債に関する経営指標を目標設定に活用することも重要であるが、持続可能な財政運営の観点から、累積資金収支の均衡を図ることも極めて重要である。
- 一般会計の基準などを参考として、給水収益に対する企業債元利償還金の割合の数値目標を20%と設定することには、一定の合理性があると考えられる。
- 短期・中期の目標設定に活用する経営指標は、分かりやすさの観点から絞り込むことも重要である。対外的に水道事業を分かりやすく説明できるようにすることは、改正水道法の趣旨でもある。また、安定給水の確保の観点から、施設整備における目標も必要である。

### (3) 議題3 作成に当たっての前提条件

- 長期財政収支の見通しにおいて金利や物価変動を見込まないのであれば、これらの動向を的確に把握し、中期経営計画に反映させることが重要である。また、給水収益についても、タワーマンションの増加などにより小口の需要の件数は増加が見込まれる一方、さらなる節水機器の普及などにより想定以上に減収となる可能性もあることから、このような状況変化を中期経営計画でしっかりと見込むべきである。
- 前提条件として、企業債利率を1.5%、充当率を50%と設定することは問題ないと考える。しかし、経営学では、できる限り企業債の発行を減らした方がよいとの考え方であることから、実際の企業債の発行に当たっては、充当率を50%とすることに拘ることなく、その時々々の財政状況を勘案して柔軟に対応すべきである。
- 給水収益の推計の方法は妥当と考えるが、大口の需要の動向は、見通すことが極めて難しい。加えて、給水収益の減少に応じて企業債の負担が大きくなっていくことを考えると、中期経営計画など、短期・中期の対応を適切に行うことが重要である。また、気候変動や首都直下地震のリスクにどのように対応していくか、水道事業者としてしっかりと考え、対外的に説明できるようにしておく必要がある。
- 企業債の借換抑制や施設整備費、スマートメータ関連経費なども含め、前提条件はおおむね妥当と考えるが、環境対策に係る経費は、今後の国の動向などにより、大きく上振れするリスクもあることから、推計の考え方を改めて整理し、長期財政収支の見通しに反映しておくべきである。

## 2 短期・中期の目標設定に活用する経営指標

### (1) 経営指標の調査

- 第1回検討会議では、お客さまや議会への説明責任や、分かりやすさの観点から、短期・中期の目標設定に活用する経営指標について絞り込むことが重要との御議論があった。
  
- このことを踏まえて、水道事業の経営分析や情報公開等に幅広く用いられている次の資料について、どのような財務関係の経営指標が示されているか調査した。
  - ① 水道事業経営指標（総務省）

事業の経営状況を客観的に捉え、類似団体との比較を行うための統計資料であり、日本水道協会が作成する「水道事業ガイドライン」と同様、水道事業の経営の分析に広く用いられている

多くの指標が示されているが、代表的な指標を用いた経営分析が例示
  - ② 地方公営企業決算の概要（総務省）

地方自治法第252条の15の5第1項及び第2項に基づき毎年度実施している「地方公営企業決算状況調査」の結果を取りまとめたもので、代表的な指標を用いて報道資料として公表
  - ③ 地方公営企業決算の概況（総務省）

地方公営企業決算状況調査の概況を全ての公営企業（第1章）、事業別（第2章）に取りまとめたもの
  - ④ 経営比較分析表（総務省）

主要な経営指標とその分析で構成され、経営の現状や課題等を客観的に把握するとともに、議会や住民に対する経営状況の説明等に活用
  - ⑤ 地方公営企業年鑑（総務省）

各団体の事業別の総収支、決算規模等を掲載し、より詳細な分析を可能としたもの
  - ⑥ 経営戦略策定・改定マニュアル（総務省）

公営企業の中長期的な基本計画である「経営戦略」を策定するための手引き書であり、目標設定に活用する経営指標が例示
  - ⑦ 事業統合検討の手引き（厚生労働省）

事業統合の形態や事業統合の効果を表現する方法と手順を示し、事業統合の推進に寄与することを目的とした手引きであり、事業統合で目指す戦略目標の内容を表現するための経営指標が例示

⑧ 水道基盤強化計画作成の手引き（厚生労働省）

改正水道法に規定されている、都道府県が作成する水道基盤強化計画の策定に当たって想定される記載すべき事項及びその内容を示す手引き

当該計画を策定する区域における水道事業者等ごとの現況を示すための経営指標が例示

⑨ 水道広域化推進プラン策定マニュアル（厚生労働省（総務省と連名））

市町村の区域を超えた広域化を推進するための水道広域化推進プランの策定に向けた取組を支援するため標準的な記載事項等を示したもの

標準的な記載事項として、水道事業者の現状を示すための経営指標が例示

⑩ 水道事業ガイドライン（日本水道協会）

水道事業の事業活動全般を分析・評価するための各種規格を総合的に考慮し、水道事業の定量化によるサービス水準の向上のために制定された規格

附属書において、利用目的に応じた指標を選択するに当たっての参考例として「水道事業に関する一般的な業務指標」、「事業経営の健全化に関わる業務指標」などが示されている

⑪ 経営情報公開のガイドライン（日本水道協会）

水道事業における経営情報の公開を促進するため、公開すべき情報の内容等を定め、経営内容と透明性の確保、使用者意見の反映の促進することなどを目的としたものであり、経営の効率性に関する情報として、経営指標が例示

○ 調査結果をまとめると、下表のとおりとなる。

区分	指標名	①	※1	②	③	※2	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	※3	※4	⑪
収益性	総収支比率	○	○			○		○					○	○	○	○
	経常収支比率	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○			○
	営業収支比率	○						○		○			○			○
	累積欠損金比率	○	○	○		○	○	○			○	○	○			○
	不良債務比率	○				○		○								
	自己資本回転率	○														
	総資本回転率	○														
	固定資産回転率	○									○			○		
	未収金回転率	○														
	総資本利益率	○														

資産の状態	企業償還元金対減価償却費比率	○						○					○		○	○		
	有形固定資産減価償却率	○	○	○				○					○			○		
	当年度減価償却率	○																
	有収水量 1m <sup>3</sup> 当たり有形固定資産等	○																
財務比率	流動比率	○		○				○	○	○			○	○	○		○	
	当座比率	○	○															
	流動資産回転率	○																
	自己資本構成比率	○	○			○	○			○	○			○		○	○	
	固定資産構成比率	○				○												
	固定資産対長期資本比率	○	○															
	固定比率	○								○				○				
	固定負債構成比率	○				○												○
料金関係	給水原価	○				○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	
	供給単価	○				○		○			○	○	○	○			○	
	料金回収率	○	○	○			○		○		○	○	○	○	○	○		
	1ヶ月 10m <sup>3</sup> 当たり家庭用料金	○												○				
	1ヶ月 20m <sup>3</sup> 当たり家庭用料金	○	○									○	○	○				
費用関係	費用構成比	○																
	給水収益中企業償還元金等	○	○				○							○				
	有収水量 1m <sup>3</sup> 当たり費用	○					○		○									○
	利子負担率	○																
繰入金	繰入金比率	○	○				○							○				

※1 水道事業経営指標の全指標のうち「経営分析」に用いられている指標

※2 地方公営企業決算の概況の第2章に掲載されている指標（③は第1章）

※3 水道事業ガイドラインの全指標のうち「水道事業に関する一般的な業務指標」とされている指標

※4 水道事業ガイドラインの全指標のうち「事業経営の健全化に関わる業務指標」とされている指標

## (2) 目標設定に活用する経営指標の検討

### 【主要な経営指標】

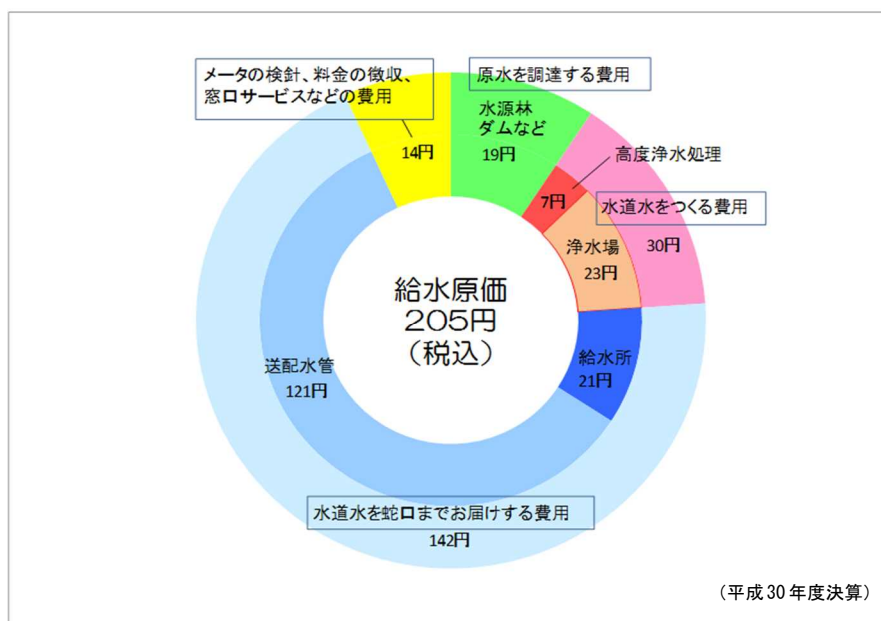
- 水道事業の分析・評価には多様な経営指標が用いられているが、「経常収支比率」、「流動比率」及び「自己資本構成比率」は、上記の調査結果により、多くの資料で示されていることが判明した。
- 主要な経営指標に絞り込んで作成している総務省の報道資料や、水道使用者への経営情報の公開を促進する観点から作成している経営情報公開ガイドラインにおいても、前述の3つの経営指標が示されている。
- このため、短期・中期の目標設定に活用する経営指標として、「経常収支比率」、「流動比率」及び「自己資本構成比率」に着目することは、説明責任や情報公開の観点からも有用と考える。
- また、「経常収支比率」及び「流動比率」の数値目標については、前述の「水道事業経営指標」などにおいて「100%以上」とされている。一方、「自己資本構成比率」は数値目標が示されていないものの、類似団体との比較による分析が例示されている。
- こうしたことから、上記指標に着目し財政運営を進めることは妥当と考えるが、引き続き、健全な財政運営はもとより、情報公開、説明責任の観点から、他の経営指標も含めて財政状況を分析・公表していくことが求められる。

### 【料金回収率の活用】

- 今回の調査の結果によると、総務省が定めた算出方法による「給水原価」、「供給単価」及び「料金回収率」も多くの資料で示されている。
- 第1回検討部会でも示したとおり、当局では、経営計画の計画期間の最終年においては、累積資金収支を均衡させることとしており、各年度における資金収支の状況は、当局の経営実態を最もよく表すものである。
- このため、当局では独自の算出方法により、各年度における資金収支の状況を明らかにするための「給水原価」、「販売単価」及び「料金回収率」を算出している。



- この「料金回収率」が100%以上か否かを確認することで、資金の過不足を的確に把握することができ、分かりやすさに加え、当局の経営実態を測る上でも有用な経営指標と考えられる。
- また、当局では、下図のとおり「給水原価」の内訳を分析し、水道料金が何に使われているか、分かりやすくお客さまにお示ししている。



- 水道事業は、お客さまからの水道料金で成り立っており、お客さまの理解を得ることが必要不可欠である。このため、今後とも、分かりやすさを十分に考慮した上で、多様な手法により経営状況を分析し、公表していくことが重要である。
- 長期財政収支の見通しの目標設定に活用する経営指標として、第1回検討部会で御議論いただいた「給水収益に対する企業債元利償還金の割合」及び「給水収益に対する企業債残高の割合」を用いる。また、短期・中期の目標設定に活用する経営指標として、「経常収支比率」、「流動比率」及び「自己資本構成比率」を用いる。加えて、お客さまへの分かりやすさという観点を踏まえ、「給水原価」、「販売単価」及び「料金回収率」も活用することとする。

#### 【料金回収率の算出方法】

- 総務省が定める算出方法（以下「総務省方式」という。）と、当局の算出方法（以

下「都方式」という。)の比較は、次のとおりである。

<総務省方式>

$$\text{給水原価} = \frac{\text{営業費用} + \text{営業外費用} - (\text{受託工事費} + \text{材料及び不用品売却原価} + \text{附帯事業費}) - \text{長期前受金戻入}}{\text{年間総有収水量}}$$

$$\text{供給単価} = \frac{\text{給水収益}}{\text{年間総有収水量}}$$

$$\text{料金回収率} = \frac{\text{供給単価}}{\text{給水原価}}$$

<都方式>

$$\text{給水原価} = \frac{\overset{\text{※1}}{\text{収益的支出}} - \text{給水収益以外の収入} - \overset{\text{※2}}{\text{損益勘定留保資金}} + (\overset{\text{※3}}{\text{資本的支出}} - \text{資本的収入})}{\text{料金対象水量}}$$

$$\text{販売単価} = \frac{\text{給水収益}}{\text{料金対象水量}}$$

$$\text{料金回収率} = \frac{\text{販売単価}}{\text{給水原価}}$$

※1 「給水収益以外の収入」は、下水道料金の徴収に係る繰入金など、給水収益以外で賄う費用に対応する収入

※2 「損益勘定留保資金」は、減価償却費等の現金支出を伴わない費用

※3 「資本的収入」は、企業債など、給水収益以外で賄う資本的支出に対応する収入

- 総務省方式による「給水原価」は、下水道料金の徴収に要する費用など、給水収益以外で賄う費用も「給水原価」に含まれるため、総収益に対する給水収益以外の収益の割合が高い場合、「料金回収率」が低く算出される傾向がある。
- また、多くの水道事業体では、水道施設の更新等に要する資産維持費（減価償却費等の内部留保資金のみでは不足することとなる、事業環境の悪化等に対応するための所要額）を、償却資産額に一定の資産維持率を乗じる方法により算出している。
- 一方で、当局は、事業規模が非常に大きく、膨大な水道施設を有していることに加え、高度浄水処理の導入など、独自のレベルアップの施策を展開しており、これらの水道施設の更新等に要する資産維持費相当額を確実に確保する必要があることから、当局ではこれまでも、資産維持率を用いる方法によらず、施設整備計画を策定した上で、料金算定期間内に実際に必要な資金所要額をもとに総括原価を算定している。
- こうしたことを踏まえて、都方式は、資金収支の状況を明らかにするための算出方法としている。
- 都方式による「給水原価」は、収益的支出と資本的支出を合計した総支出から、

給水収益以外の収入、現金支出を伴わない費用（損益勘定留保資金）及び資本的収入を差し引くことで、給水収益以外で賄う費用や資本的支出の額を「給水原価」の算出対象から除いている。

- これにより、「給水原価」は、給水収益により得られた資金により賄うべき支出についての料金対象水量 1 m<sup>3</sup>当たりの額を示すものとなっている。
- また、「販売単価」は、給水収益で得られた資金の料金対象水量 1 m<sup>3</sup>当たりの額を示しており、「料金回収率」は、給水収益で得られた資金が、当該資金で賄うべき支出をどれだけ賄えているかを示している。
- 総務省方式は経常費用と給水収益の関係に着目し、都方式は資金収支に着目した経営指標となっているが、都方式は当局独自の算出方法であるため、他の水道事業体との比較が困難なことが課題である。

### （3） 施設整備に関する目標

- 当局はこれまでも、切迫する首都直下地震をはじめとした様々なリスクに対応するため、東京水道施設整備マスタープランで施設整備に関する指標の目標値を定め、着実に施設整備を推進してきている。
- 長期財政収支の見通しにおいても、目標達成に向けた施設整備の費用を見込むとともに、将来にわたる安定給水のために必要な浄水場の更新（2030年代に東村山浄水場、2050年代に金町浄水場の更新に着手）、管路の更新（配水小管 280km／年、配水本管 22km／年）の費用を見込んでいる。
- これにより、浄水施設の主要構造物及び配水池の耐震施設率は 2030 年度までに 100%に到達するとともに、管路の耐震継手率は、2017 年度末の 43%から 100%（配水小管は 2067 年度、配水本管は 2087 年度）への到達に向けて、段階的に上昇していく。
- 加えて、導水施設の二重化、送水管の二重化・ネットワーク化等により、災害や事故時におけるバックアップ機能の確保が進められている状態となる。

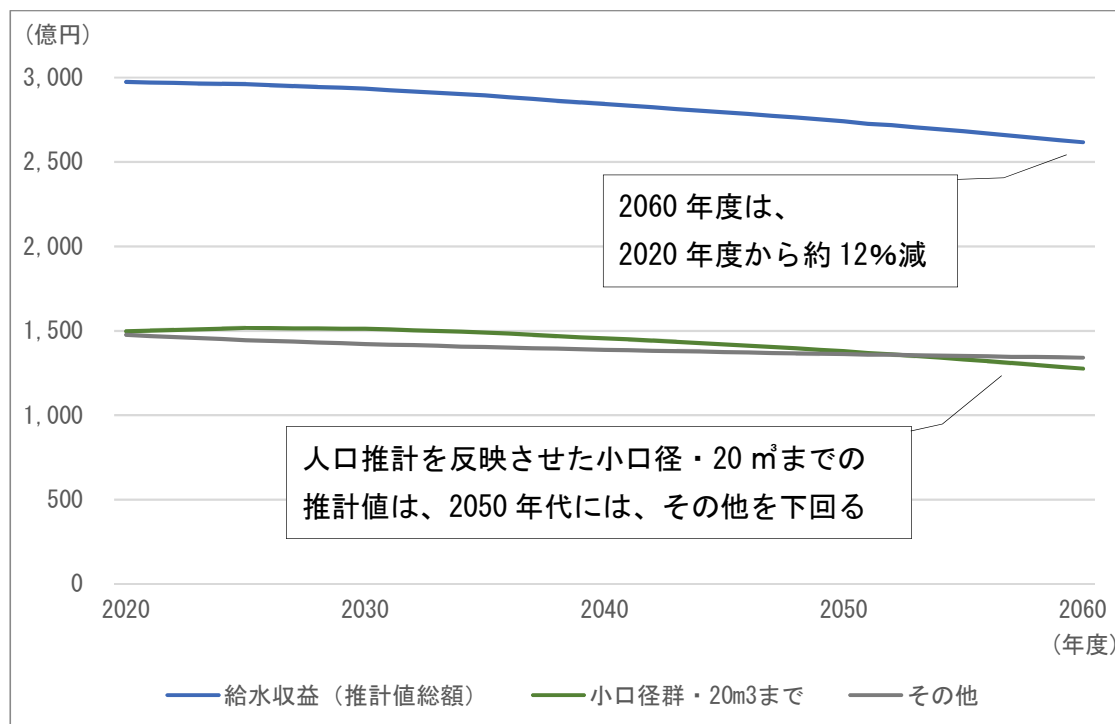
- 一方で、将来的には、気候変動など避け難い外的要因により、長期財政収支の見通しにおいて見込んだ以上の投資や、維持管理コストの著しい上昇が生じる可能性がある。
- 現在、多摩川水系は、利根川水系に比べてアンモニア態窒素やT O C（全有機炭素）の濃度が低い状況にあるが、気候変動により原水水質が悪化し、利根川水系と同程度の状況になった場合は、高度浄水処理の導入を検討する必要がある。
- さらに、多摩川水系のみならず、原水水質の悪化や、水質に係る新たな規制などにより、浄水処理に使用する薬品の量の増加や、新たな薬品の導入の必要が生じた場合、維持管理コストが増加することとなる。
- また、水道事業は、浄水処理や送配水の過程で多量の電力を消費するとともに、土壤汚染対策法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法など、様々な法令に基づく環境規制を受ける。
- 今後、社会経済情勢の影響などにより電力の調達価格が上昇するリスクに加え、建設発生土の受入基準の強化など、環境規制の強化により維持管理コストが上昇するリスクも存在する。
- こうしたリスクも踏まえ、施設整備に関する目標を設定して計画的に施設整備を進めつつも、財政運営の観点から、短期・中期の目標の達成状況などについても、経営指標を活用して分析・評価しながら、事業運営を進めることが重要である。
- 施設整備に関する目標については、長期財政収支の見通しにおいて、浄水場の更新に計画的に着手することに加え、管路の耐震継手率の100%への到達に向け、毎年度、一定量の更新を行っていく。その上で、短期・中期については、より詳細な目標を施設整備計画において示していく。

### 3 長期財政収支の見通し

第1回検討部会で御議論いただいた「作成に当たっての前提条件」を基に、給水収益、支出及び企業債の推計を行った結果と、長期財政収支の見通しのまとめは次のとおりである。なお、推計は全て税抜により行っている。

#### (1) 給水収益の推計結果

- 都の人口推計及び過去実績に基づく推計結果は、下図のとおりである。

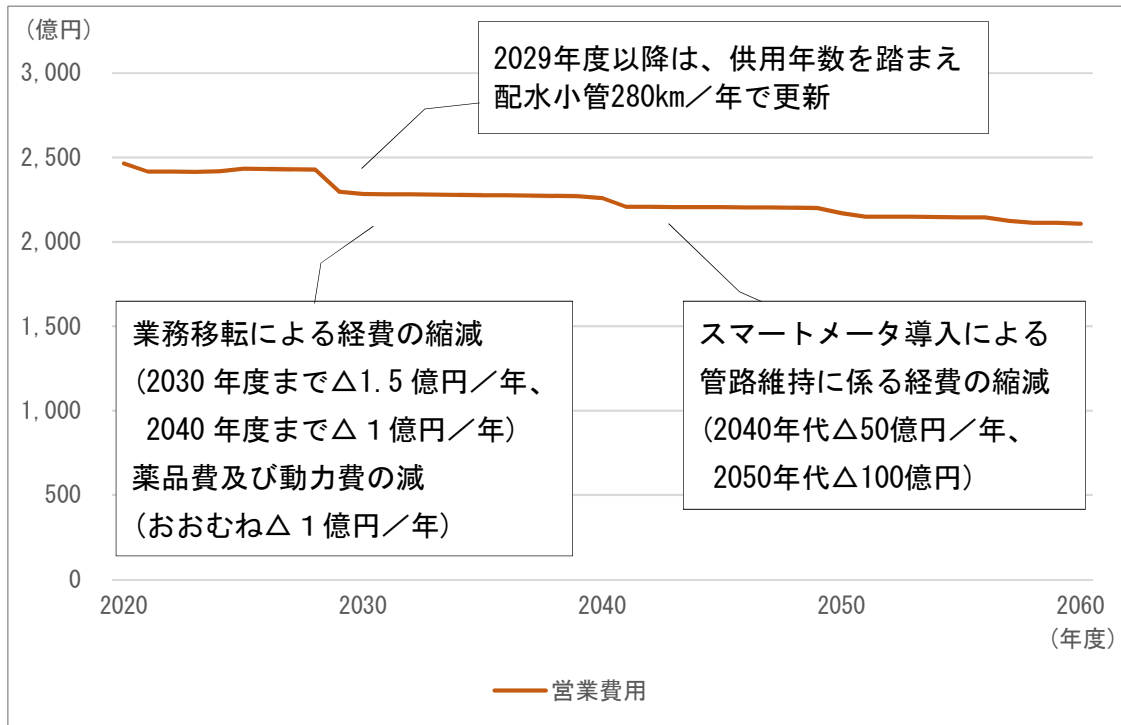


- 推計の結果、2060年度の推計値は2,617億円であり、2020年度の2,974億円から約12%減となった。
- また、都の人口推計の増減率を反映させた小口径群・20m³までの水量区画の給水収益の推計値は、その他の口径群・水量区画の過去実績に基づく推計値と比較すると、若干大きい値で推移していくものの、人口減少に伴い次第に減少し、2050年代には、その他の口径群・水量区画の推計値を下回った。
- なお、その他の口径群・水量区画の推計値は、総額のおおむね50%を占めているが、これらは主として都市活動用水・工場用水に使用されていることから、社会経済情勢の変化などにより、想定外の減収が生じる可能性もある。

## (2) 支出の推計結果

### 【営業費用】

- 営業費用の推計結果は、下図のとおりである。

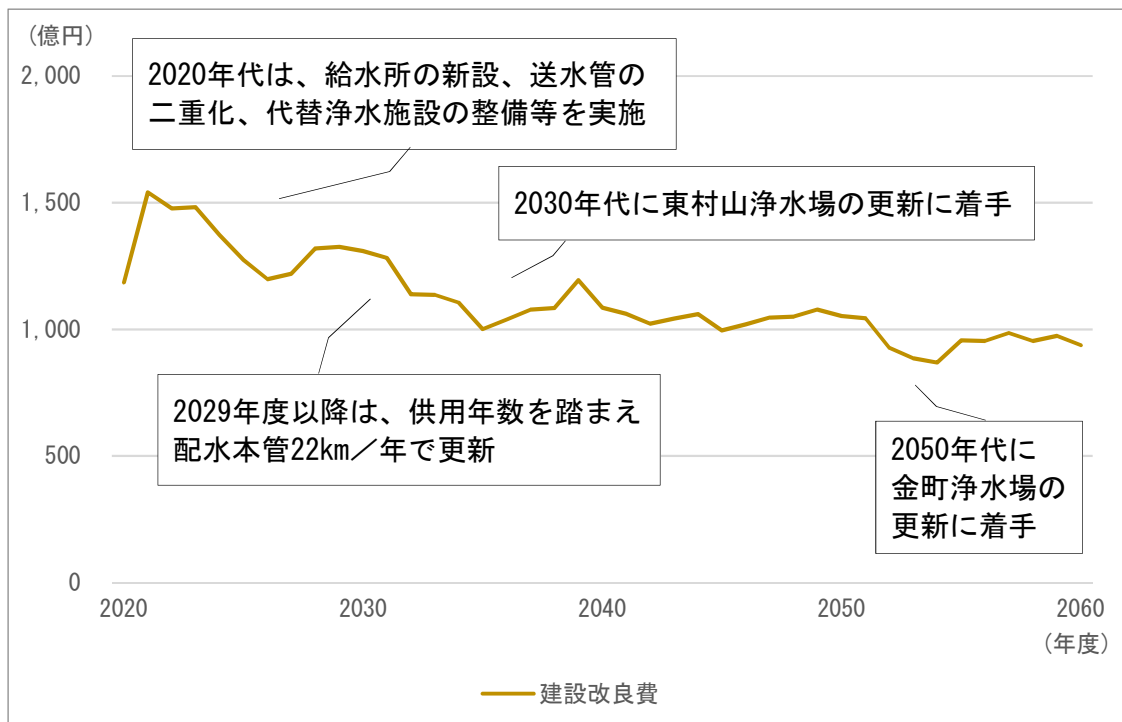


- 配水小管の更新は、2029年度以降、供用年数を踏まえて280km/年とし、当該経費を2060年度まで継続して見込んでいる。
- その他の経費は、令和2年度の予算の見積額を基本として推計しているが、次のとおり経費の縮減額を見込んでいる。
- 政策連携団体への業務移転は、第7回検討会議で示したとおり、営業所の業務は10年、浄水場の運転管理業務や支所の管路維持業務等は20年を目途に実施するものとして、毎年度の業務移転の規模を試算した。この試算に基づき経費の縮減額を推計し、2030年度までは平均して△1.5億円/年、2040年度までは△1億円/年の縮減を見込んでいる。
- 薬品費及び動力費については、給水収益の推計における調定水量の増減率に応じて増減するものと推計した結果、年度により異なるが、おおむね△1億円/年の減少となった。
- また、スマートメータの導入により、管路内の水の流量、流向及び水圧を定量的

に把握することができ、維持管理の効率化、事故時の濁水範囲の精緻化、漏水の早期検知等が可能となることによって、管路維持に係る経費が縮減されるものとし、全戸導入後の2040年代は△50億円／年、さらに2050年代は△100億円／年を見込んでいる。なお、令和2年度の予算の見積額における管路維持に係る経費は約470億円であり、第5回検討会議における見積額（約500億円）と同程度であったことから、縮減額も同額で見込んでいる。

### 【建設改良費】

- 建設改良費の推計結果は、下図のとおりである。



- 2020年代は、現時点で計画されている給水所の新設・拡充や、送水管の二重化・ネットワーク化、浄水場の更新に向けた代替浄水施設の整備などの経費を見込んでいる。
- 配水本管の更新は、2029年度以降、供用年数を踏まえて22km／年とし、当該経費を2060年度まで継続して見込んでいる。
- また、2030年代に東村山浄水場、2050年代に金町浄水場の更新に着手するものとして、更新に必要な経費（代替浄水施設の整備を含む。）を見込んでいる。
- 加えて、その他の施設整備や多摩地区の施設の再構築についても、平準化して実

施されるものとして必要な経費を見込んでいる。

- なお、スマートメータの購入に係る経費として、スマートメータの単価が 2030 年代は 5,000 円／個、2040 年代以降は 3,000 円／個に低減し、毎年度 100 万個導入するものとして、通常のメータの単価 (2,500 円／個) との差額を追加している。(2030 年代は 25 億円／年、2040 年代以降は 5 億円／年)

【環境対策に係る経費】

- 第 1 回検討部会では、これまでの投資額と CO<sub>2</sub> 削減量の実績に基づき投資額を試算したが、削減目標を確実に達成する観点から、第 3 計画期間 (2020 年度から 2024 年度まで) 及び第 4 計画期間 (2025 年度から 2029 年度まで) において、追加で削減が必要と想定される CO<sub>2</sub> 削減量に基づき、下表のとおり具体的な試算を行った。

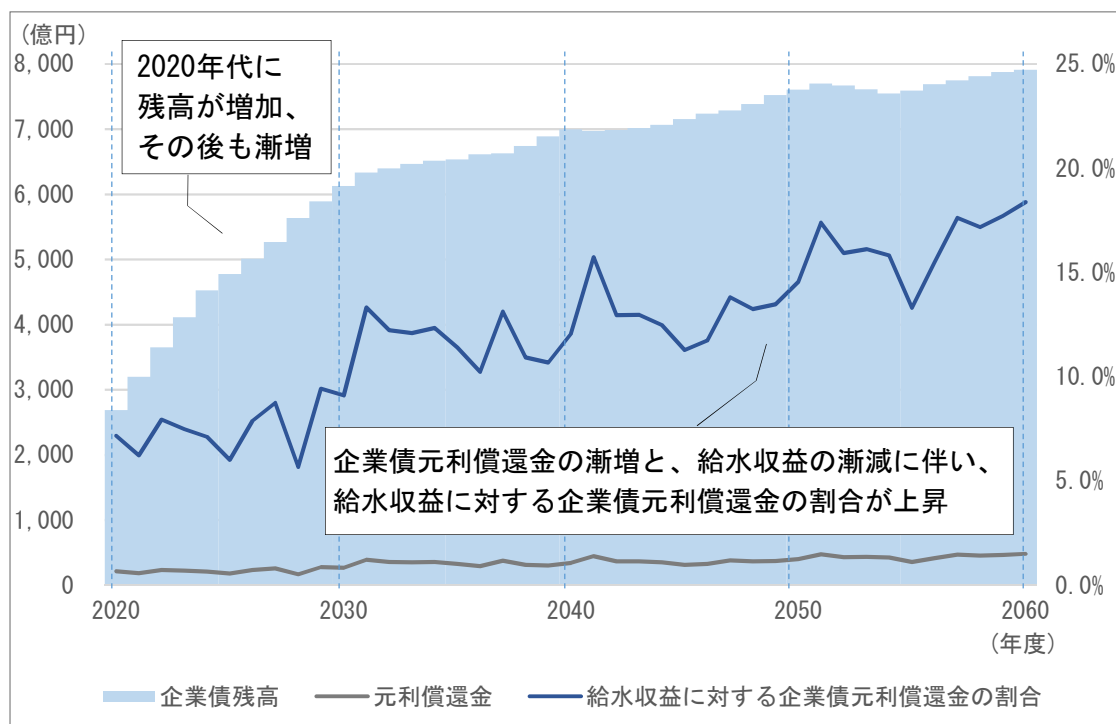
取組	経費	
	第 3 計画期間 (削減量:98,000t-CO <sub>2</sub> )	第 4 計画期間 (削減量:357,000t-CO <sub>2</sub> )
<営業費用> 森林吸収クレジットの取得 トップレベル事業所認定取得 低炭素電力等の導入 など	約 2 億円	約 28 億円
<建設改良費> ポンプ設備等の効率化 太陽光発電の導入 高効率発電設備の導入 など	約 143 億円	約 152 億円
合計	約 325 億円	

- 2029 年度までは、この試算結果に基づき営業費用及び建設改良費に経費を見込むとともに、2030 年度以降は、試算結果を年度当たり平均し、営業費用は 6 億円／年 (第 3 計画期間は少額であるため平均から除外し、第 4 計画期間の平均値を採用)、建設改良費は 30 億円／年 (第 4 計画期間までの平均値) を毎年度見込んでいる。



## (2) 企業債の推計結果

- 企業債の推計結果は、下図のとおりである。



- 安定給水のために必要な施設整備に企業債を活用することで、企業債残高が増加している。特に、建設改良費が多い2020年代に増加が大きく、その後も漸増する傾向となった。
- 第1回検討部会で示したとおり、市場公募債は10年債（満期一括償還）、割合を8割として推計していることから、2020年代に発行した企業債の償還は、2030年代に開始される。このため、2030年代には、企業債元利償還金も増加し、その後も漸増していく。
- これに加え、給水収益が漸減することから、給水収益に対する企業債元利償還金の割合も上昇し、2060年度には18.4%となった。また、企業債残高は2060年度には7,911億円、給水収益に対する企業債残高の割合は302.3%となった。
- なお、推計の前提条件となる充当率、償還期間等は、第1回検討部会で示したとおりであり、資金の状況を踏まえた借換抑制も行っている。
- また、企業債利率についても、第1回検討部会で示した1.5%で推計しているが、仮に、上記の推計結果に対して企業債利率を1%上昇させ、2.5%で推計すると、2030

年代以降、給水収益に対する企業債元利償還金の割合がおおむね2～3ポイントずつ上昇する。その結果、2050年代後半には20%を超える試算となる。

### (3) 長期財政収支の見通しのまとめ

○ 上記(1)及び(2)の推計結果をまとめると、下表のとおりとなる。

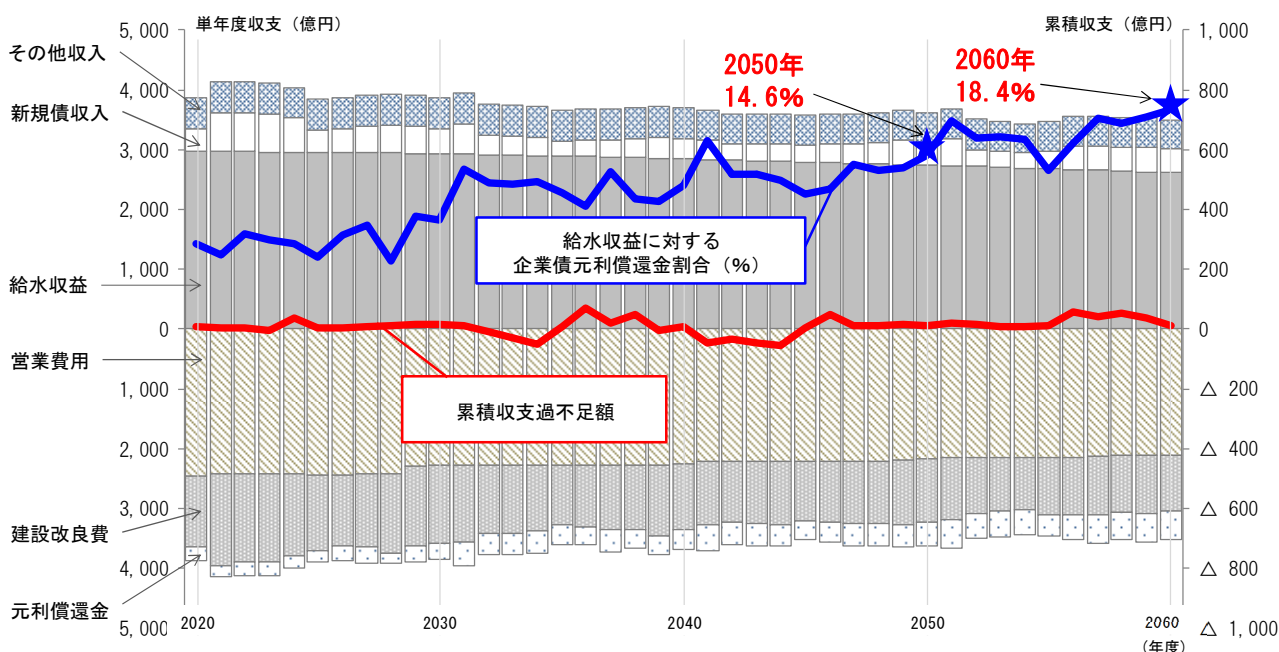
(単位 億円)

	2020	2021～2030	2030	2031～2040	2040	2041～2050	2050	2051～2060	2060	
収入	給水収益	(2,974)	29,554 (2,955)	(2,935)	28,866 (2,887)	(2,844)	27,884 (2,788)	(2,742)	26,741 (2,674)	(2,617)
	企業債	(367)	5,036 (504)	(410)	3,307 (331)	(343)	3,222 (322)	(370)	3,548 (355)	(394)
	その他収入	(537)	5,143 (514)	(516)	5,124 (512)	(510)	5,026 (503)	(502)	4,947 (495)	(489)
	計	(3,878)	39,733 (3,973)	(3,861)	37,297 (3,730)	(3,697)	36,132 (3,613)	(3,614)	35,236 (3,524)	(3,500)
支出	営業費用	(2,465)	23,968 (2,397)	(2,283)	22,744 (2,274)	(2,258)	22,011 (2,201)	(2,170)	21,340 (2,134)	(2,107)
	建設改良費	(1,185)	13,520 (1,352)	(1,309)	11,143 (1,114)	(1,086)	10,429 (1,043)	(1,052)	9,487 (949)	(937)
	企業債元利償還金	(213)	2,234 (223)	(267)	3,420 (342)	(343)	3,688 (369)	(399)	4,409 (441)	(481)
	計	(3,863)	39,722 (3,972)	(3,859)	37,307 (3,731)	(3,687)	36,128 (3,613)	(3,621)	35,236 (3,524)	(3,525)

	2020	2030	2040	2050	2060
収支過不足額	15	2	10	△ 7	△ 25
累積収支過不足額	6	17	7	11	11

注1 表中の( )内は、期間中の年平均  
 注2 企業債及び元利償還金は、借換分を除く  
 注3 建設改良費は、積立金の取崩額を除いた額

○ また、収入と支出、累積資金収支(累積収支過不足額)及び給水収益に対する企業債元利償還金の推移について、グラフを用いてまとめると、下図のとおりとなる。



○ まとめ結果においては、2060年度までの推計期間を通じて、累積資金収支はおおむね均衡を維持するとともに、給水収益に対する企業債元利償還金の割合は、2060年度時点で18.4%となり、第1回検討部会で示した「累積資金収支を5か年ごとに

均衡させる」との数値目標と、「給水収益に対する企業債元利償還金の割合は20%」との数値目標を、いずれも達成している。

- しかし、上記（１）及び（２）の推計結果をみると、給水収益の想定外の減収、支出の多くを占める工事コストの増大、金利の上昇に伴う元利償還金の増加等が生じた場合、収支に大きな影響が生じ、数値目標の達成が困難となる可能性がある。
- これらの影響に的確に対応するためには、短期・中期の社会経済情勢の動向を的確に把握した上で中期経営計画を策定するとともに、毎年度の財政状況の分析等を行いながら、持続的・安定的な財政運営を進めていくことが重要である。

【目標設定に活用すべき経営指標及び施設整備に関する目標の推移】

- 経営指標及び施設整備に関する目標の推移をまとめると、下表のとおりとなる。

	2020	2030	2040	2050	2060
給水収益に対する 企業債元利償還金割合	7.2%	9.1%	12.1%	14.6%	18.4%
給水収益に対する 企業債残高割合	90.3%	208.8%	245.9%	277.4%	302.3%
浄水場の更新		2030年代に 東村山浄水場の更新に着手		2050年代に 金町浄水場の更新に着手	
配水小管の耐震継手率	47.2%	61.7%	72.0%	82.4%	92.7%
配水本管の耐震継手率	45.5%	54.3%	62.3%	70.3%	78.4%

- 経営指標については、「給水収益に対する企業債元利償還金の割合」が段階的に上昇しており、また、「給水収益に対する企業債残高割合」は、2020年代の企業債残高の増加に伴い、2030年度にかけて大きく上昇し、その後も継続して上昇している。
- 施設整備については、浄水場の更新に計画的に着手するとともに、管路の耐震継手率は、毎年度、一定量の更新を着実にを行うことで、継続して上昇している。
- 今後、給水収益が減少する中、必要な施設整備を行いつつ、企業債の償還の原資を確保するためには、まずは支出を抑制し、平準化する必要がある。よって、経営努力などによる営業費用の縮減、供用年数を踏まえた施設の更新などによる建設改良費の平準化は不可欠であるが、同時に、借換抑制や適切な充当率での企業債の発行など、中長期を見据えた財政上の工夫を引き続き講じていくことが重要である。